

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 給与管理システムに係るデータ入力業務委託に関する入札公告 (システム調整課) 一
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (川越比企振興) 三
- 新税務システム開発業務委託に関する入札公告 (税務課) 三
- 県庁舎で使用する電気に関する入札公告 (管財課) 五
- 埼玉県とさいたま市との間の児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約 (こども安全課) 七
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 (商業支援課) 七
- 北田土地改良区役員就任届 (東松山農林) 八
- 嵐山南部土地改良区の役員就任届 () 九
- 町営土地改良事業諸倉池地区(ため池等整備事業) 施行の協

議についての適否決定及び土地改良事業計画書の縦覧

(本庄農林)

九

○土砂災害警戒区域等の指定

(河川砂防課)

九

○加須都市計画用途地域の変更の案の縦覧

(都市計画課)

一五

○建築基準法に基づく公開による意見の聴取告示 (建築指導課)

()

一六

○開発行為に関する工事の完了公告

()

一六

○ (東松山県土)

○ (行田県土)

○平成二十年第一回技能検定員等資格審査の実施に伴う公示

(運転免許課)

一六

○平成二十年度埼玉県労働委員会あつせん員候補者の氏名等の公示

(労働委)

一八

告示

埼玉県告示第五百四十五号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年四月十一日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

給与管理システムに係るデータ入力業務委託 140,000件

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年5月1日から平成21年3月31日まで

(4) 納入場所

埼玉県企画財政部システム調整課

(5) 入札方法

入札金額は、1件当たりの単価を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のうち「データエントリー」の各等級に格付けされている者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出

物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) ISMS 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書及び仕様書の入手方法

- ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合
入手手順は、次のとおり。
- イ 埼玉県ホームページを開く。
- ロ 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。
- ハ 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入札」を選択する。
- ニ 「入札情報公開システム」を選択する。
- ホ 調達機関名は「埼玉県」、部局名は「企画財政部」、課所は「システム調整課」を指定し、「物品等」を選択する。
- ヘ 「1 発注情報の検索」を選択する。
- ヘ 検索ボタンをクリックする。
- コ 本入札案件を選択する。
- ク 紙媒体での入手を希望する場合

3(2)の交付場所において配布する(事前に電話により連絡をすること)。

(2) 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先(3)

(1)アの場合を含む。)。

〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階 埼玉県企画財政部システム調整課システム運営・再開発担当 高柳、中村 電話 048—830—2267(直通) FAX 048—824—5843

(3) 入札書受付期間

ア 持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年4月23日(水)午後1時30分まで

イ 郵送する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年4月22日(火)午後5時まで(必着)

なお、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階システム調整課分室

イ 日時

平成20年4月23日(水)午後2時

ウ 開札の立ち会いは、任意とする。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に140,000件を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に140,000件を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、下記の書類を次のいずれかの方法で平成20年4月15日(火)午後5時までに提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「一般競争入札参加資格確認申請書」

3(2)の提出先まで持参し、書留郵便により郵送し、又はフアクシミリにより送信すること。

イ 「契約の履行について」(添付書類を含む。)

3(2)の提出先まで持参し、書留郵便により郵送し、又はフアクシミリにより送信すること。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
- (4) 契約書作成の要否
- (5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第五百四十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年四月十一日

埼玉県知事 上田清司

申請のあった年月日

平成二十年四月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名

称

特定非営利活動法人あゆみ

三 代表者の氏名

島田 信子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市大字石田本郷八百三十三番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者の社会参加を促進し障害児・者とその家族が充実した社会生活を送ることを支援する。また、市民への啓発活動を行い、ともに生きる社会の形成に寄与する。

埼玉県告示第五百四十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

二 申請に係る特定非営利活動法人の名
称
特定非営利活動法人川越奥武蔵観光情報学研究会

三 代表者の氏名
桑原 政則

四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市新富町一丁目九一

五 定款に記載された目的
本会は、観光と情報活用の視点から

実用研究・学術研究を行い、観光情報学の確立・発展を図るとともに、川越奥武蔵観光産業の発展とそのため研究に寄与することを目的とする。

平成二十年四月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年三月三十一日

埼玉県告示第五百四十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。
平成二十年四月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量
新税務システム開発業務委託 一式

(2) 調達案件の内容
入札説明書、新税務システム開発調達仕様書及び契約書(案)による。

(3) 履行期間
契約日から平成23年3月31日(木)まで。

(4) 納入場所
埼玉県総務部税務課長が指定する場所

(5) 入札方法
本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同シス

テムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に入札し、又は記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に入札し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 18 年埼玉県告示第 1543 号）に基づき、「電子計算に関する業務」の A 等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領（平成 8 年 6 月 13 日付け出物第 180 号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領（平成 19 年 3 月 27 日付け出物第 1153 号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 平成 18 年度に実施した本件の基本計画・調達仕様書作成に携わった者でないこと。

(6) ISMS 認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。

(7) 国、都道府県又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の税務システム全般に関するシステム設計、システム構築等の実績があること。

3 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所
埼玉県職員会館 B02 号室

(2) 日時

平成 20 年 4 月 18 日（金）午後 1 時 30 分

4 入札者に要求される事項

(1) 入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、次の(2)に掲げる書類を平成 20 年 4 月 21 日（月）から同年 5 月 16 日（金）午後 5 時まで（埼玉県電子入札共同シス

テムを利用する場合は、午後 8 時まで。期限厳守）に提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 提出書類

「一般競争入札参加資格確認申請書」及び「契約の履行について」（添付書類を含む。）

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

同システムから確認申請する。

イ 紙媒体の申請書を郵送し、又は持参する場合

7(9)のあて先に提出すること。

(3) 結果

資格審査結果については、別途通知する。

5 入札受付期間等

(1) 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 20 年 5 月 29 日（木）午後 8 時まで

(2) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

ア 受領期限

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 20 年 5 月 29 日（木）午後 5 時まで

で（必着）

イ 提出先

7(9)のあて先に提出すること。

ウ 郵送による場合の提出方法

書留郵便によること。

6 開札の場所及び日時

埼玉県総務部税務課分室 平成 20 年 5 月 30 日（金）午前 11 時

なお、開札への立会いは不要とする。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた

額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格設定する。

調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。

(7) 手続における交渉の有無

(8) 入札説明書及び仕様書等の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、下記7(9)まで連絡すること。

イ 入手手順

(ア) 埼玉県ホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/>) を開く。

(イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。

(ウ) 埼玉県電子入札総合案内（工事・物品）メニュー内の「3：システム入札」を選択する。

(ロ) 「入札情報公開システム」を選択する。

(ハ) 調達機関名は「埼玉県」を選択する。

(ニ) 「物品等」を選択する。

(ヒ) 「発注情報の検索」を選択する。

(フ) 検索ボタンをクリックする。

(ク) 本入札案件を選択する。

(9) あて先

〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
 税務課税務総合オンライン担当 篠沢 成雄、稲田 和晃 電話048—830—

2668（直通）

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書、新税務システム開発調達仕様書及び契約書（案）による。

8 Summary

(1) Nature of Services Required : The development of the new Taxation System.

(2) Time-limit for tender : 8 : 00 p.m., May 29, 2008 (bidding by registered mail must be received by 5 : 00 p.m., May 29, 2008)

(3) Contact Information : Taxation Division, Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Telephone 048-830-2668



埼玉県庁長課 課長 田中 正

〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
 税務課税務総合オンライン担当 篠沢 成雄、稲田 和晃 電話048—830—

2668（直通）

〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部

税務課税務総合オンライン担当 篠沢 成雄、稲田 和晃 電話048—830—

2668（直通）

1 調達内容
 (1) 購入等件名及び数量
 埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気 予定使用電力量12,600,000キロ

ワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成20年7月1日から平成21年6月30日まで

(4) 需要場所

埼玉県庁舎及びその敷地内

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 上記(1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。

(3) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の許可(同条第2項に規定する一般電気事業の許可に限る。)を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部

管財課電気施設担当 井田 務 電話048—830—2613(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成20年4月23日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)に上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県職員会館202会議室 平成20年5月29日(木) 午前10時

(4) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

埼玉県総務部管財課電気施設担当 平成20年5月28日(水) 午後5時必着(書留郵便によること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成20年4月25日(金) 午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of product to be purchased :

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government office building and within its premises (estimated kw/h : 12,600,000 kw/h)

(2) Deadline for Submissions :

By registered mail : 5 : 00 pm, May 28, 2008

In person : 10 : 00 am., May 29, 2008

(3) Contact Information :

Public Property Management Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Telephone. 048-830-2613



埼玉県告示第五百五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定

にちの、平成二十年四月一日、次の規約のとおり、さいたま市の児童自立支援施設に種々の事務を委託した。

平成二十年四月十一日

埼玉県知事 上田 清 臣

埼玉県とさいたま市との間の児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約

(児童自立支援施設に関する事務の委託)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、さいたま市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設において行う児童の自立の支援に関する事務を埼玉県に委託する。

(経費の負担等)

第2条 埼玉県が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、さいたま市が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、埼玉県知事とさいたま市長が協議して定める。この場合において、埼玉県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類をさいたま市長に送付するものとする。

(その他必要な事項)

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、埼玉県知事とさいたま市長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。



埼玉県告示第五百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年四月十一日

埼玉県知事 上 田 清 臣

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベスタ東鷲宮

口 鷲宮町桜田二丁目六番地一他
同法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

- ・周辺道路の渋滞及び児童通学路生活道路等の安全対策について
- ・生活環境の配慮について

工事期間中

- ・通学路の安全確保の為、午前七時二十五分から八時までの大型車の進入を禁止および駐車も禁止。

- ・東鷲宮小学校児童の通学路により東西車両出入り口の安全確保を図るため、警備員を配置すること。

- ・工事者利用等の交通整理、通学道路の歩行スペースの確保、注意を喚起する表示を設置すること。

店舗開店後

- ・東鷲宮小学校児童の通学路により東西車両出入り口の安全確保を図るため、警備員を配置すること。

- ・一丁目、二丁目の交差点において交通量の増加が予測される。公園もあり子供の飛び出しの可能性があり信号機の設置を要望。

・周辺道路の整備

- ・十二時までの営業について児童への悪影響が考えられるため、十時までに変更すること。

- ・店舗開店当日及び催し物開催日等において、学校周辺の道路に来店者の車両が進まないようにすること。

- ・決定された内容の変更がある場合事前に学校へ連絡をすること。

二 縦覧期間

平成二十年四月十一日から平成二十年五月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県利根地域振興センター

埼玉県告示第五百五十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、

北田土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住

所について次のとおり届出があった。

平成二十年四月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住所

理事 青木 渡 比企郡嵐山町大字古里一六一―二

同 横瀬 秀男 同 同 三九二―一

同 飯嶋 一郎 同 同 四〇七

同 飯嶋 健司 同 同 四八六一―

同 飯嶋 康夫 同 同 六二二

同 舍利弗 孝幸 同 同 八二二―一

同 吉場 国恭 同 同 一三六五―二二

同 吉場 道雄 同 同 一三七五

同 新井 慶治 同 同 一三八六

同 田島 基行 同 同 一四〇〇

同 宇治川 太平 熊谷市板井三九五―一

同 吉野 秀夫 同 同 五三四

同 矢嶋 彰 深谷市本田五八九七

同 若林 常治 同 同 五九三八

同 轟 恒男 大里郡寄居町大字西古里二八

同 矢部 芳男 同 同 鷹ノ巣三六六一―

同 飯嶋 高司 比企郡嵐山町 古里五七二

同 安藤 進二 同 同 六六〇―一

同 千野 良一 同 同 一五四七

二 退任

職名 氏名 住所

理事 舍利弗 孝幸 比企郡嵐山町大字古里八二二―一

同 吉場 道雄 同 同 一三七五

同 吉場 国恭 同 同 一三六五―二二

同 新井 慶治 同 同 一三八六

同 田島 基行 同 同 一四〇〇

同 飯嶋 康夫 同 同 六二二

同 飯島健司 比企郡嵐山町大字古里四八六一
 同 飯嶋一郎 同 同 四〇七
 同 横瀬秀男 同 同 三九二一
 同 青木渡 同 同 一六一二
 同 宇治川太平 大里郡江南町同 坂井三九五
 同 吉野秀夫 同 同 五三四
 同 矢嶋彰 同 川本町同 本田五八九七
 同 若林常治 同 同 五九三八
 同 矢部芳男 同 寄居町同 鷹ノ巣三六六一
 同 小林要造 同 同 西古里七二
 同 千野良一 比企郡嵐山町同 古里一五四七
 同 安藤進二 同 同 六六〇一
 同 飯島高司 同 同 五七二

埼玉県告示第五百五十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、嵐山南部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について次のとおり届出があつた。

平成二十年四月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任
 職名 氏名 住所
 理事 柴田要範 比企郡嵐山町大字大蔵二九七四
 二 退任
 職名 氏名 住所
 理事 柴田美作 比企郡嵐山町大字大蔵二九七四

埼玉県告示第五百五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九六条の二第五項において準用する同法第八條第一項の規定により、児玉郡美里町長からの町営土地改良事業諸倉池地区(ため池等整備事業)施行の協議について平成二十年四月七日適当と決定したので、同法第九六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る

土地改良事業計画書を次のとおり縦覧に供する。
 平成二十年四月十一日
 埼玉県知事 上田清司

一 縦覧期間
 平成二十年四月十四日から平成二十年五月十四日まで

二 縦覧場所
 美里町役場

埼玉県告示第五百五十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項及び第八條第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十年四月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三山大指1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
三ヶ原1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
石上1-1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
石上1-2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

滝の沢	東沢	日向沢	法師落人	三山大指2	桃木平	三ヶ原3	納宮	間日影	軍平	石上3-2	石上3-1
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

橋詰1-2	橋詰1-1	魚尾道1	尾ノ内1	河原沢小金平	大諸	日影	河原沢日向1	白岩沢	納宮沢	稲荷沢	石上沢
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流

河原沢日向2	上日向	魚尾道2	太田淵3	太田淵2	太田淵1	坂本3	坂本2	坂本1	橋詰2-2	橋詰2-1	
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

柳田1	木毛2	木毛1	大諸沢	日の沢	魚尾道沢右1	魚尾道沢右2	魚尾道沢	魚尾道3	坂本4	魚尾道4	林
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

文珠堂沢2	文珠堂沢1	大畑沢	柳田3	下山2	下山1	柳田2	木毛5	木毛3	木毛4	破風屋2	破風屋1
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

久那大久保2-5	久那大久保2-4	久那大久保2-3	久那大久保2-2	久那大久保2-1	久那大久保1-2	久那大久保1-1	和銅沢川	木毛	下田沢	硫黄沢
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流

久那大久保2-6	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
平仁田1-1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
平仁田1-2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
下久那1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
下久那2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
久那坂本	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
野々上1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
野々上2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
野々上3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
滝川1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
坂本1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
栃の木沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流

落合沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
滝川2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
平仁田1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
平仁田2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
坂本2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
姥ヶ沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
所ノ沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
五百沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
茶平3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
浦山大神楽3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
栗山3-1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
栗山3-2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

細久保	茶平川	唐沢	川俣9	川俣8	山掛2-4	山掛2-3	山掛2-2	山掛2-1	冠岩2	栗山3-3	
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

町分1-3	町分1-2	町分1-1	向原-2	向原-1	大指1	上町-1	坂本3	崩間沢	野々上4	栗山	沢の入
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

柿平1	東ノ前2-2	東ノ前2-1	猪鼻2-3	猪鼻2-2	猪鼻2-1	東ノ前1-2	東ノ前1-1	沢戸2	猪鼻3	猪鼻1	沢戸1
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

とふ山1-1	三祿1	下夏地1-2	下夏地1-1	上の沢	横手沢	権田沢1	橋湯沢	町分2	大指2	古池1
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

とふ山1-2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
ワタシ山	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
つらはら堀1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
赤子ノ葉	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
女形3-1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
女形3-2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
三船	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
とふ山2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
三祢2-1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
三祢2-2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
つらはら堀2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
向堂2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

下夏地2-1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
下夏地2-2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
女形1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
向堂1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
イデ沢向	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
三祢3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
峯の沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
女形2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
半納1-1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
半納1-2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
半納2-1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
半納2-2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

三社3-3	三社3-2	三社3-1	小川	相見1-3	相見1-2	相見1-1	北1-3	北1-2	北1-1	半納2-3
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

北2-5	北2-4	北2-3	北2-2	北2-1	クボタ2-3	クボタ2-2	クボタ2-1	半納4	半納3	三社2	三社3-4
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

北2-6	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
クボタ3-1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
クボタ3-2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
クボタ3-3	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
クボタ1-1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
クボタ1-2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
相見2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
築場1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
築場2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
築場3	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
築場4	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
築場5	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域の名称	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
築場1-6	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
築場7	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
外柿沢	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流	土石流
井戸沢	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	土石流	土石流
三ヶ原1	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
石上1-2	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
石上3-2	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 秩父県土整備事務 所及び秩父市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

軍平	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
桃木平	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
三山大指2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
法師落人	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
日向沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
東沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
滝の沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
稲荷沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所

納宮沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
白岩沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
日影	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
河原沢小金平	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
尾ノ内1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
橋詰1-1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
橋詰1-2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

魚尾道沢	坂本4	上日向	太田淵3	太田淵1	坂本2	橋詰2-2
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

文珠堂沢2	文珠堂沢1	大畑沢	柳田3	木毛1	大諸沢	日の沢	魚尾道沢右1
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

5 久那大久保2-1	1 久那大久保2-1	2 久那大久保1-1	和銅沢川	木毛	下田沢	硫黄沢	
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

野々上3	野々上2	野々上1	久那坂本	下久那2	下久那1	平仁田1-2	
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	に備え置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	に備え置いて縦覧に供する。

冠岩2	栗山3-3	栗山3-2	栗山3-1	五百沢	所ノ沢	平仁田2	滝川2
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

茶平川	唐沢	川俣9	山摺2-4	山摺2-3	山摺2-2	山摺2-1
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

町分1-1	上町-1	崩間沢	野々上4	栗山	沢の入	細久保	
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

猪鼻2-3	猪鼻2-2	猪鼻2-1	東ノ前1-2	猪鼻3	町分1-3	町分1-2	
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	に供する。

上の沢	横手沢	権田沢1	橋湯沢	町分2	大指2	古池1	柿平1
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

三社3-2	相見1-3	北1-3	女形2	三柵3	女形3-2	とふ山1-2
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

クボタ3-3	クボタ3-2	北2-6	北2-5	クボタ2-3	クボタ2-2	三社3-4
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

クボタ1-2	築場-2	築場-6	築場-7	外柿沢	井戸沢
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

埼玉県告示第五百五十六号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する。

同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年四月十一日
埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称
加須都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域
加須市大字多門寺字本田の一部、大

字北小浜字堂前の一部、大字南篠崎字川端、字嵯峨、字柳町、字舟附及び字休城の各一部並びに字新田前及び字鎮守前の各全部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、加須市まちづくり課、騎西町産業建設課

四 縦覧期間

平成二十年四月十一日から平成二十年四月二十五日まで

埼玉県告示第五百五十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十八条第十四項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり行う。

平成二十年四月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 許可しようとする建築物の建築の計画

申請者

株式会社アイ・シー・エス

代表取締役 武内 久和

敷地の位置

ふじみ野市亀久保三丁目二二〇番
一外

ハ 建築物の用途
物品販売店舗及び自動車修理工場

二 意見の聴取の期日
平成二十年四月二十三日(水)
午後三時から

三 意見の聴取の場所
ふじみ野市大井中央二丁目一番一号
ふじみ野市大井総合支所
第二会議室

埼玉県告示第五百五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年四月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年十一月二十一日

指令杉整第一九〇一六五〇号

二 検査済証番号

平成二十年四月八日第一号

三 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡鷲宮町大字上川崎字天神脇

六一八、六二〇、六二二、六二四、六二六、六二八、六二九、六三〇、六三二、六三三、六三三、六三三、六三三、六三三(第二工区)

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字騎西二二四一番地一
有限会社 三和不動産
取締役 室田 喜浩

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年四月十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成十九年九月二十一日

第一九〇〇七〇〇号

二 検査済証番号

平成二十年四月四日

第一九〇一八八号

三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡小川町大字飯田字打越三四一

一六、三四一一八、三四一一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字飯田三四一―六渡邊 成章

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年四月十一日

埼玉県行田県土整備事務所長

南沢 郁一郎

一 許可番号

平成二十年三月二十六日

指令行整第一九〇〇三二一号

二 検査済証番号

平成二十年三月二十六日第五十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称
北埼玉郡騎西町大字芋莖字東原一五

〇三一―

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北埼玉郡騎西町大字根古屋六四六―

九 ウィステリアB―一〇―

遠藤 哲也

埼玉県公安委員会告示第111号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2第4項第1号イに規定する技能検定に関する技能及び知識に関する技能及び知識(以下「技能検定員審査」という。)並びに法第99条の3第4項第1号イに規定する自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関する技能及び知識(以下「教習指

「導員審査」という。)を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成20年4月11日

埼玉県公安委員会委員長 由木 義文

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 牽引^{けんいん}免許に係る技能検定員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 牽引^{けんいん}免許に係る教習指導員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

(1) 期日

- ア 論文審査日
平成20年5月13日(火)及び5月14日(水)

- イ 技能審査日
平成20年6月14日(土)、6月17日(火)、6月18日(水)、6月19日(木)及び6月20日(金)
- ウ 面接審査日
平成20年6月14日(土)、6月25日(水)、6月26日(木)及び6月27日(金)

(2) 場所

- 埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4
埼玉県警察本部交通部運転免許センター
- 論文及び面接 運転免許センター4階会議室
- 技能 運転免許センター内コース及び路上

3 申請期間及び場所

- (1) 申請期間
平成20年4月11日(金)から4月25日(金)までの間(日曜日及び土曜日は除く。)

(2) 場所

- 埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4
埼玉県警察本部交通部運転免許センター運転免許課教習所係
電話 048(543)2001 内線241

4 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

なお、審査細目の免除を希望する者は、それに該当することを証明するものを添付して申請すること。

5 審査項目

- (1) 技能検定員審査
 - ア 技能検定に関する技能
 - イ 技能検定に関する知識
- (2) 教習指導員審査
 - ア 教習に関する技能
 - イ 教習に関する知識

6 審査手数料

審査手数料については、埼玉県収入証紙により納付すること。
その他

申請要領、内容、手続等の詳細については、埼玉県警察本部交通部運転免許センター運転免許課教習所係に照会すること。

埼玉県労働委員会告示第二号

当委員会は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づき、平成二十年度あつせん員候補者に次の者を委嘱したので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四

年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により公示する。

平成二十年四月十一日

埼玉県労働委員会会長 長 島 佑 享

氏名	現職	経歴	備考
長 島 佑 享	弁護士	埼玉弁護士会会長	労働委員会委員（公）
作 山 泰 彦		埼玉県議会事務局局長	同 右
馬 橋 隆 紀	弁護士	埼玉弁護士会会長	同 右
古 川 陽 二	大東文化大学法学部教授	大東文化大学法学部長	同 右
伊 藤 一 枝	弁護士	埼玉県国民健康保険審査会委員	同 右
小 石 治 男	埼玉県労働組合連合会副議長	自治労連埼玉県本部 副執行委員長	労働委員会委員（労）
那 珂 通 敏	JAM埼玉執行委員長	ゼクセル労働組合執行委員長	同 右
小 島 雅 之	NTT労働組合北関東総支部 執行委員長	情報労連埼玉県協議会議長	同 右
竹 花 康 雄	日本労働組合総連合会 埼玉県連合会事務局局長	自動車総連埼玉地方協議会 事務局局長	同 右
長 澤 季 実 彦	自動車総連埼玉地方協議会議長	全国本田労働組合連合会副会長	同 右
野 上 武 利	社団法人埼玉県経営者協会 専務理事	株式会社あさひ銀行綱島支店長	労働委員会委員（使）
鳥羽山 伸 夫	フジノン株式会社取締役総務部長		同 右
三 村 喜 宏	株式会社三村工業代表取締役	吉見町商工会会長	同 右
藤 間 憲 一	株式会社オキナヤ代表取締役社長	熊谷商工会議所副会頭	同 右
西 澤 敏 雄	永井機械铸造株式会社代表取締役	川口鑄物工業協同組合理事	同 右
山 本 三 郎	埼玉県労働委員会事務局局長	埼玉県総合政策部地域政策局長	同 右

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表)

後閑小径	埼玉県労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長	埼玉県総合政策部文化振興課長
堀口晶子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	埼玉県総務部県政情報センター主幹
千明勉	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	埼玉県産業労働部金融課主幹
持田正美	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	埼玉県保健医療部健康づくり支援課主査
八重樫真一	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	埼玉県総務部人権推進課主査
野口尚	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	埼玉県県土整備部県土整備総務課主査
浅見淳二	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	埼玉県議会事務局議事課主査